⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年４月７日
支出負担行為担当官
　最高裁判所事務総局経理局長　氏本　厚司
◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大阪高地簡裁庁舎本館耐震改修２期工事
⑶　工事場所　大阪府大阪市北区西天満２―１―10
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる大阪高地簡裁庁舎本館耐震改修２期工事を施工する。
敷地面積　約23,565㎡
建物用途　裁判所庁舎
構造・階数・建物規模
庁舎本館（法廷棟）ＳＲＣ造　地上11階
地下２階　延べ面積約32,876㎡
庁舎本館（事務棟）ＳＲＣ造　地上11階
地下１階　延べ面積約17,554㎡
庁舎別館　Ｓ造（一部ＳＲＣ造）地上14階
地下２階　延べ面積約23,688㎡
庁舎新館　Ｓ造（一部ＳＲＣ造）地上11階
地下２階　延べ面積約18,253㎡
仮庁舎　ＬＧＳ造　地上３階　延べ面積約2,188㎡
工事種目　耐震改修工事　一式
⑸　工期　令和６年10月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。
⑺　本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、支出負担行為担当官の承諾を受けなければならない。
⑼　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第７条に規定する工事成績評定対象案件である。工事成績評定については、完成検査及び既済部分検査を実施したときに成績評定を行い、評定結果を受注者に対して工事成績評定通知書により通知するとともに公表する。
⑽　本工事は、入札時積算数量書活用方式の工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
⑾　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める工事である。
⒀　本工事は、契約手続に係る書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
２　競争参加資格
　次に掲げる条件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）、又は、次の⑴、⑵及び⑷の条件を満たしている単独有資格業者であること。
⑴　共同企業体のすべての構成員
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　裁判所の令和３・４年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑴イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
エ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、大阪高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。
オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。
カ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。
キ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、裁判所発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
ク　総合評価落札方式において提出された技術提案が適正であること。
⑵　共同企業体の代表者である構成員
ア　裁判所の令和３・４年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,300点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事に係る総合点数が1,300点以上であること。）。
イ　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体として施工した工事にあっては、出資比率が20％以上の場合のもの。）。ただし、軽微なもの（請負金額が500万円未満の工事）は除く。
㋐　工事内容　耐震改修工事又は建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築）工事
㋑　建物用途　定めない。
㋒　構造　ＳＲＣ造又は軽量鉄骨造以外のＳ造
㋓　階数　定めない。
㋔　延べ面積　定めない。
⑶　共同企業体の代表者以外の構成員
ア　裁判所の令和３・４年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,000点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事に係る総合点数が1,000点以上であること。）。
イ　２⑵イ記載の要件を満たす工事の施工実績を有すること。
⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格は、建設業法及び建設業法施行規則の規定による。
イ　２⑵イ記載の要件を満たす工事に従事した経験を有する者であること。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（開札日において有効なものであること。）。
エ　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。その旨を明示することができる資料の提出がなされない場合には、入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用とは、申請書提出期限の日時点で３か月以上の雇用関係があることをいう。